

# スウェーデンの就学前学校カリキュラム

白石淑江（愛知淑徳大学） 山本理絵（愛知県立大学）

## 1. 保育制度の概要

スウェーデンの保育制度は、育児休暇制度<sup>1</sup>や児童手当制度<sup>2</sup>などと共に、1970年代から家族福祉政策の主要な柱として整備されてきた。親が子どもの養育の第一義的責任を遂行できるよう社会がしっかり支えている点が、この国の保育制度の大きな強みになっている。以下は、それらを踏まえた保育制度の特徴である。

### (1) 1歳半までは家庭で養育する

スウェーデンでは、父親と母親が協力して出産・育児休暇を取得し、子どもが1歳半すぎまでは家庭で養育するのが一般的である。それゆえ乳児保育は行っていない。育児休暇中の親たちは、オープン保育室<sup>3</sup>（öppen förskola）や図書館を利用したり、公園やカフェなどでゆったりと子どもとの時間を過ごしている。また、ベビーカー利用者は公共交通機関を無料で利用できるなど、子育てにやさしい社会環境が整っている。

### (2) 子ども自身の権利として就学前教育を保障している

スウェーデンでは、1975年より、異なるルーツを持つ二つの保育施設<sup>4</sup>を förskola の名称で統一し、一元化した保育制度を創設した。また、1985年には親の就労の有無などの家庭状況に関わらず、すべての子どもに子ども自身の権利として就学前の保育を保障すべきであるとの法案を可決した。そして、その後は保育の量的拡充策を推進し、やがて待機児童問題を克服できる見通しが出てくると、1996年には保育事業を福祉部門から教育部門に移管するという大きな改革を行った。つまり、förskola を就学前の学校として教育制度に組みこみ、家族福祉的な目的より、子どもの育つ権利、教育を受ける権利を保障することを優先する方針へと転換したのである。

その結果、現在は、希望する子どもは3か月以上待つことなく入所できるようになり、その利用率（2017年）は、1歳児 48.4%、2歳児 89.2%、3歳児 92.7%、4歳児 94.3%、5歳児 94.5%<sup>5</sup>と高率である。なお、利用率はわずか数パーセントであるが、就学前学校の他に、在宅型の教育的保育（pedagogisk omsorg）<sup>6</sup>もある。

### (3) 6歳児は1年間、基礎学校内の就学前クラスに通う

6歳の誕生日を迎える年の秋学期から就学までの1年間、スウェーデンの子どもたちは基礎学校内にある就学前クラス（förskoleklass）に通っている。かつて6歳児については、就学前学校において1日3時間の保育が無料で提供されていたが、1996年に「就学前クラス」という名称で教育制度に位置づけられ、場所も就学前学校から基礎学校へと移された。そして、2018年からは義務教育<sup>7</sup>に組み込まれた。なお、就学前クラスの教育時間は短いため、多くの子どもはその前後に基礎学校内にある学童保育（fritidshemmet：英訳 school-age educare）<sup>8</sup>を利用している。

### (4) 保育料が低額である

現在、3歳～5歳児の保育料は、1日3時間（年間525時間）の無償化が実現されており、残りの保育時間の料金は親の収入に応じて支払われている。しかし、実際のところ、保育料の上限額<sup>9</sup>が定められているため、親の経済的な負担は児童手当でほぼ賄える程度に軽減されている。

#### (5) 親が働き方を調整し、保育時間が長時間にならないようにしている

スウェーデンでは共働きが一般的である<sup>10</sup>が、子どもが8歳までは労働時間を最大25%まで短縮できるという制度がある。そのため、親は労働時間の短縮やフレックスタイム制を利用して、子どもの保育時間が長くないよう調整している。特に、低年齢児の場合は、1日6時間（週30時間）が一つの目安になっているようである。朝早い子どもは朝7時ごろに登園し、就学前学校が用意する軽い朝食を食べる場合が多い（朝食代は保育料に含まれており、別途に徴収することはない）。ほとんどの子どもは8時～9時に登園し、午後は3時頃から順次降園して、5時にはほぼ全員が帰宅するのが一般的である。

#### (6) 子どもが病気の時は親が看護休暇をとる

子どもが12歳になるまでは、一人の子どもにつき最長で年間120日間の看護休暇の取得が可能であり、給与の80%が支給される。看護休暇を取り易い職場環境がある。

## 2. 就学前学校のカリキュラムの制定

スウェーデンの就学前学校のカリキュラム（läroplan för förskolan：Lpfö 98）は、1996年に保育事業を福祉部門から教育部門に移管するという大きな改革に伴い、1998年に公布された。このカリキュラムは、法的な拘束力のあるものであり、同時期に改定された基礎学校のカリキュラムと同じ構造をしており、共通して民主主義に基づく教育理念が掲げられた。また、教育の目標については、子どもが達成すべき到達目標ではなく、保育者が子どもの発達や学びを援助する方向性としての努力目標が示された。

スウェーデンの保育は、1975年に現在の基盤となる制度を創設した時から、生育環境の平等化をめざし、民主主義の理念や養護と教育を一体的に行うエデュケア(educare)の理念に基づくこと、遊びを通して子どもの全人的な発達や学びを促すこと、また、異年齢によるクラス編成や複数の職員によるチーム保育、対話教育法、テーマ活動、家庭との協力、ノーマライゼーションなど、特色のある保育を展開している。加えて、森や水辺の多い豊かな自然環境を生かし、子どもたちが雨や風、雪などの天候に関わりなく、戸外で存分に遊ぶ時間を保障する保育<sup>11</sup>にも定評がある。

カリキュラム（Lpfö 98）には、このようなスウェーデンの保育の伝統的な保育実践の基盤の上に、レッジョ・エミリアの教育実践の影響を受けた新たな子ども観、教育観が導入された。それは、子どもを一人の有能な人間として尊重し、権利の主体として積極的に位置づけるものであり、旺盛な探究心と行動力、豊かな表現力を持つ存在と見なすものであった。1980年代にストックホルムで2回にわたって開催されたレッジョ・エミリアの展示会は、スウェーデンの保育関係者や政治家に大きな衝撃を与え、政府は1993年から4年

間、レッジョ・エミリアとの共同による実践的研究も実施した。そして、その研究成果をこのカリキュラムに盛り込んだのである。また、その研究を通して、双方の価値観や教育理念、方法に類似性があることも確認され、伝統的な保育の上に新たな実践の創造を旨とすることが示された。

### 3. 就学前学校のカリキュラムの概要

#### (1) 内容の構成

1998年に公布された就学前学校のカリキュラム（läroplan för förskolan : Lpfö98）は、その後、2010年、2016年、2018年に改定（2019年7月施行）が行われた。2010年の改定は、新しい学校法（Skollagen :SFS 2010:800）の公布と同時期に行われ、基礎学校などのカリキュラムとの用語の共通化が図られ、子どもの成長と学びの目標に、言葉や自然科学、テクノロジーなどに関する内容が加えられた。また、教育活動のフォロー、事後評価、発展の取り組みによる質の向上、及び、就学前学校長の責任について記した節が新設された。

続く2016年の改定は一部分であり、就学前学校と就学前クラス、学童保育、基礎学校との協力体制についての記述が加筆された。そして、2018年の改定では、就学前学校の任務に関する詳細な記述が増えるとともに、子どものケアと発達と学びを援助する就学前学校教師の役割を *undervisning*（以下、*ティーチング*と記す）<sup>12</sup>という用語で位置づけ、その責任を負うことを明記した。

以下は、2018年改定版（läroplan för förskolan : Lpfö 18）の「目次」である。

#### 目 次

1. 就学前学校の基本的価値観と任務	5
基本的価値観	5
他者理解と思いやり	5
客観性と多様性	6
同等の教育	6
就学前学校の任務	7
ケアと発達と学び	10
それぞれの就学前学校の発展	11
2. 目標と指針	12
2.1 規範と価値観	12
2.2 ケアと発達と学び	13
2.3 子どもの参加と影響力	16
2.4 就学前学校と家庭	17
2.5 就学前クラス、学校、学童保育への移行と連携	17
2.6 フォローアップ、事後評価、発展	18

2.7 ティーチングにおける就学前学校教師の責任	19
2.8 就学前学校長の責任	19

## (2) 「1章 就学前学校の基本的価値観と任務」について

上記の「目次」から明らかなように、カリキュラムの内容は2章から成るが、全15ページのうち、1章が7ページ、2章が8ページを占めている。そして、1章では、民主主義の価値観に基づいたこの国の教育制度の中で、就学前学校が独立した学校種としてどのような役割を担うのかについて詳述している。

まず、「基本的価値観」の節では、「就学前学の重要な任務は、スウェーデン社会が依拠する民主主義の人権尊重の価値観を定着させることである」とし、「子どもは倫理的な価値や規範を具体的な体験を通して獲得していく」ゆえに、「大人はその手本として大切な存在」であり、「日常的な活動の中でその価値観を明確にしていくことが求められる」と述べている。つまり、大人がケアを含む日々の子どもの関わりにおいて、個人の尊厳や平等といった民主主義的な価値観をその行動で示していくことの教育的重要性を明記しているのである。

そして、「就学前学校の任務」の節で、どの就学前学校においても等しく達成すべきことをあげている。2018年の改定では、就学前学校の任務を4項目—「ホリスティックな視点」、「遊びは発達、学び、ウェルビーイングの基礎」、「コミュニケーションと創造」、「持続可能な開発と健康、ウェルビーイング」—にまとめ上げるとともに、各項目の内容が加筆、修正された。また、「ケアと発達と学び」「それぞれの就学前学校の発展」の節が新設された。

就学前学校の教育的役割については、2010年に公布された新学校法（SFS 2010:800）において教育制度の最初の段階として明確に位置づけられ、その第8条2で、就学前学校の目的として「子どもの発達と学びを励ますとともに、子どもに安心できるケアを提供する」こと。「教育活動は、子どもを全人的にとらえ、子どものニーズに基づいて、ケアと発達と学びが一体となって行われる」ようにすることをあげている。しかし、条文の用語については、他の学校種との共通性を図るという理由で、例えば、utbildning<sup>13</sup>（英訳 education）と undervisning（英訳 teaching）という用語を就学前の教育にも適用することになった。それゆえ、関係者の中には就学前教育の「学校化」<sup>14</sup>につながるのではないかという懸念を示すものもいたが、学校庁（U11.009 . June 2011<sup>15</sup>）は、「就学前の教育は、ケアと教育が密接に結びついているとの理念に基づいており、ケアが行き届いている環境は発達や学びにとって重要な要素であり、同時にケアそのものが教育的な重要性を持っている」と述べている。

けれども、学校化への懸念の声は2018年のカリキュラムの改定（2019年7月施行予定）の際にも聞かれたようである。改定案には undervisning（ティーチング）という用語が増え、それを就学前学校教師の責任とすることが明記されたからである。その結果、改定案が示されてから就学前の教育におけるティーチングとは何かについて時間をかけた議論が展開さ

れ、第1章の「就学前学校の任務」に記されていた就学前教育の理念や方法に関する内容は4項目に整理され、主に以下のことが加筆された。

- ・子どもを全人的にとらえること。
- ・発達と学びとウェルビーイングの基盤として遊びが重要であること。
- ・子どもの言語発達を刺激することやスウェーデン語以外の母語の子どもに配慮すること。子どもたちに探究や創造の機会を提供すること。
- ・様々な自然環境にふれることで健康とウェルビーイング、体を動かす喜びや運動能力、更には持続可能な開発（経済、社会、環境の次元から成る）についての学びが促されること。

そして、新設された「ケアと発達と学び」の節では、子どもに安全なケアと遊びを提供し、安心感と自己肯定感を育むとともに、子ども一人ひとりの全面的な発達と学びを促進することや、そのための基本方針を詳述している。また、「それぞれの就学前学校の発展」の節で校長、就学前学校教師（förskolärare）、保育チーム förskolan<sup>16</sup>の全員が協力し、質の維持と発展に取り組むべきとしている。

### (3) 「2章 目標と指針」について

第2章では、1～3の各節で「目標」として就学前学校のめざすべき方向性と質を示し、「就学前学校は一人ひとりの子どもに以下のことを発達させるための条件を提供する必要がある」という書き出しから始まっている。また、「指針」では、就学前学校教師が担う責任と保育チームが行うべきことを示している。

#### 1) 「2.1 規範と価値観」

子どもたちが民主主義の価値観への理解を深めるために、就学前学校が取り組むべきことを記している。例えば、すべての人の平等の価値と人権を尊重し理解すること、連帯の心、責任感、他者への思いやり、助け合う態度などは、一人ひとりの子どものニーズが尊重され充足される体験や、子ども同士の相互作用のなかで衝突や葛藤を体験することを通して培われるとしている。

#### 2) 「2.2 ケア、発達、学び」

最初に、探究、好奇心、遊びへの意欲が教育の基盤となるべきであり、ケアと発達と学びが全体像を形成するようにすべきであると述べている。そして、カリキュラムと子どものニーズや経験、興味を示すことからはじめ、子どもの考えやアイデアを流れ利用して、学びの多様性を生み出す必要があるとして、25項目の目標をあげている。

その内容の一例を示せば、自身のアイデンティティを育み、安心感を得ること。自立心と自分の能力への信頼感を培うこと。一つの文化への帰属感と多文化への感受性や尊敬の念を育てること。グループの一員として役割を果たすこと。運動機能の発達や言葉やコミュニケーション能力の発達を促すこと。スウェーデン語以外の母語をもつ子どもに、スウェーデン語と母語でのコミュニケーション能力を育てる機会を提供すること。絵、歌や音

楽、ダンスやドラマなどで表現する能力、空間や形、量、数、計測などの数学的な能力を育てること。植物や動物、自然への関心や科学技術への関心を育てること、などである。

なお、これらの目標は子ども達が達成しなければならない目標ではなく、あくまでも就学前学校教師や保育チームが子どもの発達や学びを援助する方向性を示したものである。そして、これらの目標をどのような具体化するかは、就学前学校や保育者に任されている。

### 3) 「2.3 子どもの参加と影響力」

スウェーデンは、国連子どもの権利条約の成立に貢献した国の一つであり、同条約が国連総会で採択された翌年の 1990 年 6 月に批准した。そして、1993 年には子どもオンブズマン<sup>17</sup>を設立し、子どもの権利の普及啓発や子どもの権利を護るための法制度の整備に取り組み始めた。カリキュラム (Lpfö 98) は、このような社会背景の中で公布されており、子どもが自分の言葉を聞き入れてもらえる機会を保障すること、また、その体験を通して民主主義の価値観を培うことを、「子どもによる影響」の節で明記している。

そして、2010 年に公布された新しい学校法 (SFS 2010:800) の第 1 章 10 項に「子どもの最善の利益」が、すべての教育およびその他の活動の基礎となることが明記された。それゆえ、2018 年の改定ではこの節の内容に「参加」という概念が加えられ、子どもの意見表明権や参加する権利の保障が強調された。

ここでは就学前学校が、子ども自身が色々な形で表現するニーズや関心に基づいて環境構成や計画作成をすることは、子どもが就学前学校での生活に参加し影響を与えることであり、そのような体験が民主主義とは何かについての理解を促すと述べている。そして、示されている目標は、以下の 3 つである。

- ・自分の考えや意見を表現する関心と能力を育て、それを通して自分の状況に影響を及ぼす機会を得る
- ・自分の行動と、就学前学校の環境に責任を持つ能力を育てる
- ・民主主義の原則を理解し、それに従って協力し、決定する能力を育てる

### 4) 「2.4 就学前学校と家庭」

就学前学校は、一人ひとりの子どもが豊かで多面的な発達を遂げるような条件をつくるために、家庭と親密な信頼関係を結びながら協力していかなければならないとしている。また、保育チームは、継続的に子どもの保護者との対話の機会を持つこと、保護者が就学前学校の事業の事後評価に参加することが明記されている。

### 5) 「2.5 就学前クラス、学校、学童保育への移行と連携」

将来の子どもの全人的な発達と学びを支援するために、就学前学校は、子どもが就学前クラス、学童保育<sup>18</sup>、基礎学校と協力関係をつくるとともに、移行するための取り組みをしなければならない。また、特別な支援を必要とする子どもに対しては、特に配慮すべきである

としている。

## 6) 「2.6 フォローアップ、事後評価、発展」

ここでは、就学前教育の質の向上、つまり、子どもたちの成長や学びにとって良い条件をつくり出すために、ドキュメンテーションの作成、フォローアップ、事後評価、発展に取り組むべきであること、また、その取り組みにおける責任や留意点について述べている。

事後評価 (utvärdering : 英訳 evaluation) の目的は、就学前学校の組織や内容、実践がカリキュラムの目標の実現を目指しているかどうかを判断すること、また、子どもが安心して楽しく過ごし、健やかに成長し学ぶためには何が必要かを、就学前学校や保育者が検討することである。決して子どもが何を達成したかを評価するのではない。そして、どのような形の評価であっても、子どもの視点でなされるべきであり、子どもと親が評価に参加し、その声を取り上げられるべきであるとしている。

しかし、この節に記された内容だけでは、一連の取り組みの具体的な方法を理解することは難しい。学校庁は、2012年に手引書となる冊子『就学前学校のフォローアップ、評価と発展—教育的ドキュメンテーション<sup>19</sup>』を発行し、全国の就学前学校に配布している。その冊子によれば、子どもたちの自発的、探究的な活動で起こっていることに保育者が耳を澄ませて、それを記録し見える形にするところからドキュメンテーションは出発する。そして、それを資料として子どもと保育者、または保育者同士が対話しながら、リフレクション (活動の振り返りや考察) を行い、次の活動の展開を計画するという作業過程を繰り返していく。つまり、ドキュメンテーションが「活性剤」もしくは「エンジン」のような役割を果たし、子どもと保育者が一緒に活動を発展させていくツールとなるのである。また、その活動のプロセスは、保護者にも報告し、共有できるようにする。そして、この作業過程を組織的かつ継続的に行っていくことにより、質の向上が図られていくと考えられている。

## 7) 「2.7 ティーチングにおける就学前学校教師の責任」

この節は、2018年の改定で新設された。冒頭で「就学前学校におけるティーチングは、就学前学校教師のリード (ledning) によって行われる」こと、そして、「ティーチングは、価値観や知識の習得と発展を通して、子どもの発達と学びを促進することである」と述べている。続いて、就学前学校教師は「目標に方向づけられたプロセスをリードし、」以下の責任を負うとしている。

- ケア、発達、学びが全体像を形成すること。
- カリキュラムと、子どもが以前に学んだことや経験したことに基づいて、計画し、実施する。
- 就学前学校での、自発的な活動や興味、そして、日常の活動と日課はティーチングの一部になる。
- 発達と学びを鼓舞し、子どもの興味と好奇心を呼び起こし、刺激し、子どもの注意

力が持続するように、教育的な内容と環境を向上させる。

## 8) 「2.8 就学前学校長の責任」

2010年の改定で新設された節である。学校長は、教育的なリーダーとして、また、そこで働く全職員の長として、カリキュラムに謳われている目標に沿って就学前学校を運営する責任を負っている。それゆえ、就学前学校の質に関する責任を担い、系統的に継続的な計画、実施のフォローアップ、事後評価を行って質の向上に努めること、また、職員が自分の任務を果たし、能力の向上に努めるよう図ることなど、合計14の責任事項を記している。

## 4. まとめ

スウェーデンの現行カリキュラムは、就学前の保育を教育部門に移管し、生涯学習体系の最初の段階に位置づけたことに伴い公布された（1998年）。このカリキュラムは、民主主義に基づく教育理念を謳い、ホリスティックな視点、エデュケア、子どもの興味・関心に基づいた遊びを基盤とする発達と学び、子どもの参加と対話、チーム保育などの教育方針を掲げている。そして、今日までの約20年間に3回にわたる改定を重ねながら、ソーシャル・ペダゴジー<sup>20</sup>としての伝統を発展させ、持続可能な未来につながる就学前教育の質を高めるための探究を続けている。

カリキュラムの英訳へのアクセス：2018年改定版

Curriculum for the Preschool (Lpfö 18)

[https://www.skolverket.se/sitevision/proxy/publikationer/svid12\\_5dfee44715d35a5cdfa2899/55935574/wtpub/ws/skolbok/wpubext/trycksak/Blob/pdf4049.pdf?k=4049](https://www.skolverket.se/sitevision/proxy/publikationer/svid12_5dfee44715d35a5cdfa2899/55935574/wtpub/ws/skolbok/wpubext/trycksak/Blob/pdf4049.pdf?k=4049)

(注)

<sup>1</sup> 1974年に、世界で初めて有給の育児休暇制度が導入された。現在は子どもが8歳までに480日間（16か月、但し週5日労働で計算すると96週間、1年10か月である）取得でき、このうち390日間は両親保険により給与の80%が支給され、残りの90日間は1日180クローナが支給される。父親の育児休暇の取得を促すため、1995年に父親のみ（パパの月）、母親のみ（ママの月）しか取得できない期間を定め、2016年よりその期間が各90日間になった。父親の90%以上が取得しており、父親一人当たりの平均取得日数は91日と、極めて高い。

<sup>2</sup> 1948年に創設された。現在は16歳未満の子を持つ親すべてに、所得に関係なく支給されている。支給額は、第1子が月額1050クローナ（約13,650円：1クローナ13円として）、子ども二人の場合は計2250クローナ、三人の場合は計3754クローナと多子加算がある。

<sup>3</sup> 日本の子育て支援センターに類似の機能を有する施設。出入り自由で、利用料は無料。

<sup>4</sup> 親が働いている家庭の子どもを終日保育する daghem（昼間の家の意）と、幼稚園のような短時間の保育を行う leksskola（遊びの学校の意）の二つが存在していた。



- 
- <sup>5</sup> Sveringens officiella statistik (2018) *Förskola-Barn och grupper-Riksniva*
- <sup>6</sup> コミュニの研修を受けた者が自宅で2~3名の子どもを保育する在宅型の保育。以前は、家庭保育室 (familjedaghem) と呼ばれていたが、2009年に名称変更された。保育料は就学前学校利用と同額。利用率は2000年10%、2013年3%と減少している。
- <sup>7</sup> 現在の義務教育は就学前クラス (ゼロ年生と呼ぶ場合もある)、基礎学校1-3年生、4-6年生、7-9年生の4段階で構成されている。
- <sup>8</sup> 学童保育 (fritidshemmet : 英訳 school-age educate) の目的や内容については、基礎学校カリキュラム (Grundskolan) に明記されており、2018年度の改定から、カリキュラムの名称も「基礎学校、就学前クラス、学童保育の教育カリキュラム (Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet)」と表記されている。
- <sup>9</sup> 月 1,287kr (16,731円 : 1kr13円として)
- <sup>10</sup> 男女平等社会をめざすスウェーデンでは、25歳~50歳の女性の就業率は80%を超えており、女性の労働力率は国際比較においても最も高率である (独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2014年)。
- <sup>11</sup> なかでも、自然を発見すること、自然の中で遊ぶこと、自然を大切にすることをモットーとした幼児のための野外教育プログラム「森のムッレ教室」は、1957年に発足して以来、国内各地に普及している。
- <sup>12</sup> 英訳は teaching。適切な日本語の訳語がないため、英訳を用いてティーチングとした。目的志向のプロセスであり、教師や就学前学校教師の指導の下で知識やスキル、価値観の習得や向上を通して、発達や学習をめざすこと。学校法 (SFS 2010:800) 第1章3参照。
- <sup>13</sup> 英訳は education。日本語訳は教育。明確な目標に基づいてティーチングが行われること。学校法 (SFS 2010:800) 第1章3参照。
- <sup>14</sup> 就学前学校に伝統的な学校教育の方法が導入され、長年、保育制度の中で培ってきた保育の基本理念や方法が変えられてしまうこと。
- <sup>15</sup> Skolverket (U11.009 • June 2011, *FACT SHEET : Status and pedagogical task of preschool to be strengthened.* p 4. 新学校法と就学前教育カリキュラムの改定の趣旨を説明した学校庁の広報誌。
- <sup>16</sup> スウェーデンではチーム保育の形態をとっており、1クラスを3人の保育者 (förskolllärare 就学前学校教師と barnskötare 保育補助員または準保育士と訳す) で担当している。1クラスの子どもの数は、子どもの年齢に応じて調整しており12~20人と幅があるが、平均すると1クラス15~16人である。
- <sup>17</sup> 子どもオンブズマン (Barnombudsmannen)は行政機関であり、主要な任務は国連子どもの権利条約に基づき、子どもと青少年の権利と利益を代弁する。(こどもオンブズマンに関する法律1993:335)。
- <sup>18</sup> fritidshem は放課後の子どもの居場所であり、日本の学童保育と類似の役割を担っているため、学童保育と訳した。基礎学校内にあり、資格を有する指導員が配置され、学校の教育活動にも協力している。英訳は leisure center であり余暇センターと訳す場合もある。6歳児の多くは就学前クラスが終わった後に利用しており、1996年に福祉部門から教育部門に移管され、学校法にも明確に位置づけられている。
- <sup>19</sup> Skolverket(2012) *Uppföljning, utvärdering och utveckling i förskolan-pedagogisk dokumentation.* 内容は理論編と実践編から成る。計82ページ。
- <sup>20</sup> OECD(2006).Starting Strong IIの報告では、各国のカリキュラムは2つのアプローチに分けられる。1つは学校のレディネスを重視する幼児教育であり、もう1つはスウェーデンを含む北欧諸国のホリスティックな発達を重視し、ケアと養育と教育を総合するソーシャル・ペダゴジーを重視する幼児教育であるとしている。

---

<参考文献>

- ・ OECD(2006).Starting Strong II , OECD Publishing, Paris. (星美和子他訳『OECD 保育白書 人生の始まりこそ力強く』明石書店,2011年)
- ・ バーバラ・マルチン=コルピ、太田美幸訳, 2010, 『政治のなかの保育—スウェーデンの保育制度はこうしてつくられた』かもがわ出版.
- ・ 泉千勢編著, 2017年『なぜ 世界の幼児教育・保育を学ぶのか』ミネルヴァ書房
- ・ 白石淑江, 2009年『スウェーデン 保育から幼児教育へ』かもがわ出版.
- ・ 白石淑江・水野恵子, 2013年『スウェーデン 保育の今』かもがわ出版.
- ・ 白石淑江編著, 2018年『スウェーデンに学ぶドキュメンテーションの活用』新評論.
- ・ Skolverket, REPORT 318, 2008, Ten years after the pre-school reform (REPORT 318)
- ・ Skolverket,1998; Läroplan för förskolan (Lpfö 98).
- ・ Skolverket, 2010; Läroplan för förskolan (Lpfö 98 ) Reviderad2010.
- ・ Skolverket, 2016; Läroplan för förskolan (Lpfö 98) Reviderad 2016.
- ・ Skolverket, 2018; Läroplan för förskolan (Lpfö 18) 2018.